

子育て・教育・医療環境の充実について

東 北 部 会 提 出
説 明 担 当 伊 達 市

人口減少社会の到来や国際化の進展など、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しております。未来を担う人材である子どもたちを大切に育てていくためには、教育環境の充実は重要な施策の一つであります。また、我が国は人口減少局面に入っており、この人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域社会の構築へ向けて、出産や子育てがしやすい環境づくりは急務となっております。

さらには、地域的偏在により医師不足が恒常化しており、特に産科、小児科等の特定診療科の医師は絶対数が少なく、地域に必要な医療体制の確保が困難な状況となっております。

少子高齢化に伴う人口減少社会の到来が現実のものとなる中であって、地域住民の生命を守る地域医療の維持・拡充、特に安心して子どもを産み育てる環境を確保することは、基礎自治体の存続にかかわる喫緊の課題であります。

これらのことから、安心して子どもを生み育てることができる環境の充実、児童生徒が安全かつ安心して教育が受けられる環境の構築とともに、地域における安全・安心な医療体制の確保充実を図るため、下記の事項につきまして特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1 5歳児健診の実施に向けた体制整備について

発達障がい児に対する支援については、平成17年に施行された発達障害者支援法において、地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見とともに発達障害児に対する早期支援が求められているところであるが、現行法制下において、3歳児健診後から就学時健診までの間に軽度発達障がい児等について早期発見の機会がない状況となっている。

就学前の5歳児における健診が、多動・注意力散漫等の行動傾向や、集団適応状況を確認するための有効な手段の一つとして考えられていることから、特別な支援を要する子どもが、就学前の発達支援や個に応じた教育を受けることができるよう、発達障害の早期発見・早期支援を行うための5歳児健診の制度化及び実施に向けた体制整備を講じること。

2 乳幼児医療費助成制度について

- (1) 乳幼児医療費助成制度は、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その補助内容は様々であり、多くの市町村で上乗せ補助を行っているため、地域間格差が懸念されることから、全国一律の「乳幼児医療費助成制度」を創設するなど、地域間格差が生じることのないよう制度設計を行うこと。
- (2) 乳幼児医療費助成制度にかかる費用については、本来の乳幼児医療費自己負担分の5割を市町村が負担することに加え、国民健康保険において国からの療養給付費負担金は、基本交付額から地方単独事業波及増額分が減額して交付されるなど、市町村の財政を圧迫している状況となっていることから、減額措置を廃止するなど、財政支援の充実を図ること。

3 地域医療の充実・確保について

- (1) 命を守る緊急の課題として医師養成を図るとともに、医師偏在をなくし、全国均等な専門医の配置など、医療提供体制の整備について、国の制度や方針を確立すること。
- (2) 原子力災害の影響等による深刻な医師不足の状況に鑑み、国の責任において医療崩壊の危機を乗り越える手立てを十分に講じるとともに、当該自治体に取り組む地域医療の確保・充実のための施策に対し、十分な財政支援を講じること。
- (3) 医師が不足している地方病院が、医師を確保できるシステムを構築すること。特に、産科医及び小児科医の確保には早急に取り組み、医師の地域的偏在と専門科目の隔たりを是正し、必要な医療体制を確保すること。
- (4) 救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関において不足する医師を安定的・継続的に派遣するなど実効性のある対策を講じること。

4 貸切バスを利用する通園通学バス運行について

園児及び児童生徒の通園通学に際し、地理的・気象的要件により支援が必要な地域において、児童等の安全確保を図るため、これまで市内貸切バス事業者の理解と協力のもと通園通学バスを運行してきた。しかし、平成26年4月1日に改正された「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」により、価格の全国標準算定方式と最低金額が明示され、通園通学バス運行経費も大幅に増加したことから、これまでの通園通学バスの運行形態を維持することができず、幼稚園の通園バスを廃止する事態となっている。

貸切バスによる通園通学バスを利用する子どもの安全・安心を損なわないた

めに、一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバスを運送する場合の運賃及び料金については、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」平成 26 年 3 月 26 日付け告示の適用外とする措置を講じること。